

国立大学法人電気通信大学 中期計画

平成16年 6月 3日 文部科学大臣認可
平成18年 3月31日 変更認可

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

各学部等の学生収容定員

各学部等の学生収容定員は別表のとおりとする。

教養教育の成果に関する具体的目標の設定

教養教育と専門教育を融合し、科学者、技術者としての確固たる基礎学力の上に、複眼的思考、社会適応性、国際感覚を磨く教育をする。この目標に向け、

- ・現代の基礎教養として、全学的にコンピュタリテラシー教育を施すとともに、科学者、技術者としての専門基礎（数学、物理、化学等）の学力を重視したカリキュラム編成をする。
- ・人文社会、語学系の教養科目にあっては、基礎的な講義科目の他に、問題を絞り、テーマを特定した上級科目（テーマ別セミナーなど）を充実させることにより、個性を磨き、判断力、独創性等の涵養に努める。
- ・国際性、コミュニケーション能力、表現力などを高めるため、語学（特に英語）、文章表現法、発表能力などに留意した教科目の充実を図る。特に短期留学プログラムの英語による講義の一般学生への開放や、TOEFL、TOEIC等を積極的に活用する。
- ・社会性を身につけるため、社会常識、技術者倫理に関する教科目や起業家精神を養うための教科目にも力を入れ、コミュニケーション能力、自己表現力、発表能力、科学者技術者倫理、チャレンジ精神等の涵養を図る。

学部の専門教育と大学院教育の目標を達成するための具体的措置

学部専門教育では、科学的思考能力の育成、科学者・技術者としての倫理意識及び人間性・国際性の育成、論理的コミュニケーション能力の育成を共通の教育基本指針とし、その上で、各学科独自の教育目標に従い、カリキュラムの改正を行い平成16年度から実施する。

教育現場では、体験と実践、ヒューマン・インタラクションを重視し、具体性のある知備えた科学技術者、専門職業人を育成する。その一環として、例えば、

- ・「ロボメカ工房」、「電子工学工房」に代表されるような体験教育の場を拡充する。
- ・コミュニケーションスキル（論理的思考力、文章表現力、プレゼンテーション能力、会話力、外国語（特に英語能力））のための教科目の充実を図る。
- ・少人数制、セミナーなど、双方向性、相互啓発性のある教科目の充実を図る。
- ・TA、RAを活用した教育、国際的な交流・連携・協力活動、留学生の交換、外国の大学、研究機関との教職員の交流等を強化・推進し、知的刺激に富んだキャンパスづくりをする。

学部における専門基礎、総合的教育と大学院専門教育との一貫性、継続性に留意した教育を実施する。

大学院教育では、問題解決型、課題追究型の授業、個別指導をもって、高度コミュニケーション科学のメッカとして、ハードウェア、ソフトウェア、ヒューマンウェアに関する理論から設計、開発、運用に至るまでの高度で、先駆的な教育を施す。

卒業後の進路等に関する目標を達成するための措置

卒業後の進路等に関する目標を支援するため、就職指導體制（現行の全学的な就職説明会、学科、専攻ごとの就職担当教員による支援体制）をさらに強化する。進学を希望する学生には、学生の興味、資質等を勘案した進学指導を行い、希望する専攻で修得できる技術や、追究できる分野についての指導體制を整える。

高度に専門化する技術社会の情勢に鑑み、大学院への進学率の一層の向上を図る。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

学業の進捗状況を把握・助言するシステム（学期ごとに学生の科目登録状況、単位取得状況、成績分布状況等の調査や成績不振学生に対する助言など）を確立するとともに、学生による授業評価、卒業後の追跡調査（学位の取得状況、就職先等）、内部・外部からの評価、社会から見た大学の満足度調査等を実施する。

「計画、実行、評価、改善」のサイクルを通じ、教育の成果・効果を把握し、教育内容の改善を図り、近年留年する学生の多いことに対処し、質の低下をもたらすことなく、卒業率の向上が図れるような体制を整備する。

（２）教育内容等に関する目標を達成するための措置

入試に関する具体的方策

入試業務を合理化、効率化、一元化し、学生募集から、広報、入学相談等に至るまでの事案に万全の体制を整えるため、入試センター（仮称）の設置について検討する。

国内外の社会に対し、開かれた大学を目指し、背景の異なる多種多様で有能な学生の受け入れを図るため、入試、入学者の選抜方法を多様化する。当面、推薦入試、帰国子女のための入試、特別編入制度、社会人選抜入試等、門戸を広く開放した入試制度の拡充を図る。

入試要綱等の大学のホームページでの公開のほかに、学内での大学説明会、全国各地における進学説明会、高校生に大学への体験入学の機会を与える「高大連携制度」などを利用し、入試に関する広報活動の体制を整える。

大学院、特に後期課程の質的、量的充実を図るため、学生募集・広報活動の創意工夫をする。そのため、異分野からの学生にはブリッジ教育など、適切な措置も施し、学科間、専門間の差異を超えた大学院進学を可能とする制度も拡充する。

留学生の選抜方法を改善し、渡日前に入学許可が出せるような体制、例えば、現地（海外）選抜を可能にするような制度についても検討する。

教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

段階的、階層的なカリキュラム編成を行い、１年次から教養教育と専門教育を同時進行的に実施する。

明確な判断力や適応力、国際感覚に優れた科学技術者を育成するため、語学教育には外

国人教員の積極的採用を図り、クラスを少人数制にし、演習中心の授業を強化する。人的資源の制約をカバーし、広範な総合文化科目を提供するため、他大学との単位互換制度（平成9年度より実施）の積極的な活用を推進し、国立工科大系11大学院の遠隔教育による単位互換制度（平成15年度実施）を拡充する。

学科・専攻間の連絡を密にして、相互乗り入れ授業を実施し、学科間、研究科間の科目履修を容易にする制度の拡充を図る。

シラバスを充実させ、インターネット上で公開し、学生と教員の交流を密にするためのオフィスアワーの充実も図る。

教養教育と専門教育の継続性を重視し、多様な学生に対処するため、学部高学年において大学院の授業を、また、必要な大学院生には、学部高学年の授業を大学院の授業の一環として修得の獲得を志向し、柔軟性、社会適応性、国際性、科学者技術者倫理、チャレンジ精神等をできる制度を拡充する。

専門課程、大学院では、階層構造をもたせた授業を展開し、シラバスの有効利用を図り、予め取得しておくべき科目等を明示し、系統性のある教育をする。また、セミナー、個別指導、研究会、学会活動等を有機的に結び付け、研究者、専門家の総合的な育成を図る。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

学生の多様性、学生のニーズ等を考慮した学習環境を整え、教育目標に合致し、かつ、実効ある成果が期待できる授業・学習指導法を採用する。そのため、以下に挙げるような事項の実施を図る。

- ・ 専門教育に支障を来さないため、専門基礎科目（物理学や数学）に問題のある学生に対する補習授業を充実させる。
- ・ 少人数クラス、セミナー、相互啓発型、双方向(対話)型授業の充実を図る。
- ・ 学生の自主学習、能動的学習を支援するラボ、自習室等の学習環境を整備する。
- ・ コミュニケーションスキル、国際性を磨くため、語学での演習授業を強化する。
- ・ 教育設備（教室、ゼミ室、機器、図書、ソフト）の充実を図る。
- ・ TA を使った授業の効率化、教育効果の向上を図る。
- ・ 教員の助言制度、オフィスアワー等を強化する。
- ・ シラバス（授業内容、進行計画、成績評価方法、成績評価基準、参考書等を明記）を完全電子化し、年度毎に更新する。
- ・ 社会経験を重視し、インターンシップ制度を拡充することで、多くの学生がインターンシップを経験できるようにし、受け入れ企業の開発、増加に努める。
- ・ 大学院にあっては、英語による授業の増加や論文の書き方等の指導を徹底する。
- ・ 学習の意識を高め、又、プレゼンテーション能力、起業家精神を涵養するため、学生による全学的なセミナー、各種コンテスト、講演、シンポジウム、外国人学生との交流、外国人研究者等による講演会その他の学術活動を活発に行うとともに、学生の学会参加等を奨励、支援する。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

教育の質を保証するため、成績評価に以下の方策を施す。

- ・ 科目ごとに、その目的及び達成目標を明示した上で成績評価する。
- ・ 同一科目間や教員間でのバランスを欠くことなく、厳格かつ公正な成績評価を保証する

制度を整える。

・厳正な成績評価を行うため、不正行為等への効果的な対処法を考案し、一方、学生には不服申し立て制度等を確立する。

教育内容、教育効果の質の向上を目指し、JABEE 等への対応も可能な体制を整える。

学生の学習意欲を高めるため、現在実施している学長表彰や同窓会賞などの顕彰制度の充実を図る。

優秀な学生については、学位取得のための学習年限の短縮などについても検討する。

教育の改善のための具体的方策

「計画、実施、評価、改善」のサイクルを通し、常時カリキュラムの見直しを図る。

シラバスの改善と公表、厳正公平な成績評価、授業評価の実施と評価結果の公表を行う。

教育実績評価制度の導入、卒業時の学生及び卒業生、企業等からの評価、FD 活動、T A の有効活用等を図る。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等に関する方策

基礎教育センター、共通教育運営委員会、教育委員会等の役割を一本化し、カリキュラムの編成、実施から、共通教育関係の企画、立案、実施、管理、教育方法の改善やFDの推進等を総合的に扱う大学教育センター（仮称）の設置について検討する。

当面は、

- ・教育（総合文化科目と専門基礎科目）に全学教員の協力と参加を促し、過半数の教員が何らかの形で教養教育に関与する体制を確立する。
- ・総合文化科目担当の教員を共通教育部門にまとめ、教養教育体制を強化する。
- ・基礎教育センターの体制を強化し、教養教育（特に総合文化科目）を担当する教員の各学科への分属体制によって生じた組織上、教育上のマイナス面の解消を図る。

学科間での教育上の相互乗り入れ体制を確立するほか、部局間（電気通信学部と情報システム学研究科）の相互協力体制を整備する。

他大学、研究機関、海外協定校との教員の交流、外国人の採用、学内での交流を通し、機動性と多様性に富んだ教員配置を試みる。

T A、R A、技術職員、教務補佐員等が、その職分を十分に発揮できるような体制を整備する。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

大学のIT環境を整え、e-Campus 化し、学生、職員、一般市民が教育に関するすべての情報を共有できる体制を築くため、その中枢となるe-Learning推進センター（仮称）の設置について検討する。当面は、

- ・ネットワーク環境（e-教室設備、電子掲示板、無線LANステーションの設置等）を整備する。
- ・図書館の雑誌類のオンラインジャーナル化を図る。
- ・学生との質疑応答（オフィスアワーの一形態）宿題、授業連絡、レポート等の通知、提出、添削等をWeb上で行えるようにする。
- ・SCSで受信した海外ニュース等を視聴するシステムを設置する。
- ・専門外の図書、資料や留学生のための日本語/日本文化等の図書の充実を図る。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善に繋げるための方策

学生による授業評価や卒業後の追跡調査等の結果を各教員にフィードバックするとともに、授業評価結果、成績評価の実態一覧、成績分布等を公表するなど、各教員が教育の質の改善に取り組むためのシステムを整備する。

教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する方策

新任教員には、教育上のオリエンテーションの充実を図る。授業方法、学習指導方法についての検討会や講習会、公開授業、相互参観授業等の制度を企画、立案、拡充する。大学教育センター（仮称）でFD活動を行い、教員の教育に対する意識の向上及び指導法の改善を図る。

全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策

多摩地区5大学の単位互換、国立工科系11大学院の遠隔教育による単位互換を拡充する。

専門基礎科目、コンピュータリテラシー教育等を全学科共同で実施する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

新たな学生支援のための組織の設置

修学指導から学生指導、学生相談、経済支援、就職支援等の学生関係業務を総括的に掌握できる組織体制の整備を図る。このため、学生部を再編し、学生支援センター（仮称）の設置について検討する。

学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

学生の科目履修、研究等に対するきめ細かい指導・助言体制の充実を図る。入学時のオリエンテーション、その後の諸々の合宿研修、教員のオフィスアワー、助言教員制度等を有効に機能させ、学生の学習・生活上の諸問題の把握とその対処に万全を期す。

生活相談・健康相談等に関する具体的方策

学生のあらゆる相談に即応できる体制を整えるため、学生支援センター（仮称）内に「何でも相談室」を設置することについて検討する。

保健管理センターを中心に、心理面、精神面、肉体型の健康相談を充実させ、さらに健康スポーツ関係の教員と連携した総合的な健康管理プログラムについて検討する。

経済的支援、就職支援に関する具体的方策

学生の修学意欲の高揚、経済的支援のため、

- ・TA・RA等の雇用拡大を図り、学内外に資金を求める方策について検討する。
- ・大学業務への学生の雇用（パート等）を検討する。
- ・既存の取り組み（入学料・授業料免除等、日本育英会等の奨学金）については、引き続き制度の周知徹底と迅速な情報提供に努めるとともに、独自の奨学金制度の導入について検討する。

就職指導に関する施策の策定、就職先の新規開拓、学生の就職活動に対する指導助言・相談対応等を充実・強化するため、学生支援センター（仮称）内に教員と事務職員の融

合組織として「就職支援室」を設置することについて検討するとともに、本学同窓会との連携強化を図る。学生が自己の能力や適性に応じ職業選択を適切に行えるように就職情報の迅速な公開や就職への動機付けとなるガイダンス、説明会を低年次から実施して就職支援の充実を図る。

社会人・留学生に対する配慮

社会人学生の修学支援のため、図書館の開館時間の大幅な延長及び休日開館について検討する。留学生や外国人研究者の修学・研究支援のため、家族も含めた生活面、身体・精神面、環境・安全面のすべての相談に応ずる相談体制を整える。

学生生活支援・環境整備に関する具体的方策等

講義室の改善、学生の交流スペース・憩いの場の確保、福利厚生施設・課外活動施設等の整備、障害を持つ学生のためのバリアフリー環境の整備、学内の緑化等々、学生が潤いのある学生生活を過ごすための学生生活環境の整備に努める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

高度情報化社会の基礎をなすマテリアル、デバイス、システム、メディア、コンテンツ等に関する理論、技術、応用研究を、以下の視点の下に実施する。

- ・教員の発意、研究の自由を確保し、基礎や“無用の用”の学問研究も重視する。
- ・高度コミュニケーション科学の基礎と応用の研究に新しいパラダイムを築く。その構築過程で、社会・産学官連携などの対外関係も重視した研究体制やCOE拠点形成を可能にする研究を志向する。
- ・教員が学科や研究科の枠組みを外れ、機動的に離合集散し、常に新分野の共同研究に対応可能な体制を整える。
- ・競争的、戦略的な研究を推進するための産学官の連携を深め、新しい技術、価値を創造する。

高度コミュニケーション社会を支える高度コミュニケーション科学の基礎及びその発展に寄与・貢献する理論・ハードウェア・ソフトウェア・応用に関する諸分野の研究に取り組む。

大学として重点的に取り組む領域

多種多様な情報を、誰でも、いつでも、どこでも、高速、安全かつ容易に活用可能なユビキタス・コンピューティング、高性能コンピューティング、高性能・高信頼性ネットワークに関する理論、技術、及び実践の研究。

情報伝達の媒体としての光波・電磁波・音波・物質波などの広範な波動現象の基礎科学とその工学的応用技術に関する総合的な波動科学の研究開発。

高性能な素子・素材のナノ構造、化合物半導体の機能解明、マイクロ・ナノデバイス等に関する研究。

ロボット技術を基盤としたライフ・インフォマティクス、人間・機械情報システム融合のためのユビキタス・メカトロニクス、その基盤としての情報ベース型の設計・生産シ

ステム、リスクアナリシス等に関する研究。

生体の情報伝達メカニズム、ライフサイエンス、バイオテクノロジーに関する研究。

情報メディア技術と社会・文化システムの相補的展開についての応用研究、特にe-Learning、協調学習システム、地域ネットワークシステムなど、社会・教育分野での実践的研究。

エネルギー問題、科学技術と人間・社会・自然・環境等に関する融合研究。

研究成果の社会への還元に関する具体的方策

国際会議、学術雑誌での論文発表や特許、技術移転などを通し、研究成果の積極的な公表を行う。これらの研究成果を踏まえ、国際ワークショップ、シンポジウム、セミナー、国際学会等の組織・開催に努める一方、地域・産学官連携推進機構(仮称)を設置し、外部機関との連携や研究の推進、知的財産の民間への移転など研究成果の社会への活用に積極的かつ一元的に取り組む。

公開講座、ITセミナー、フォーラムの開催等を通し成果を公表し、地域社会、市民と共有する。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

成果に対する自己点検・評価及び外部評価を定期的実施する。研究プロジェクト等の成果は、発表会、シンポジウムなどにより、学外にも開かれた形で発表し、検証する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

学長のリーダーシップの下に機動性に富み、巨視的で全学的な人材配置が可能となる体制を整え、トップダウン的、戦略的にCOE拠点の組織形成を推進する。ここでは、研究組織と教育組織を一体とせず、研究者の配置を柔軟、かつ、適切に行い得るシステムも検討・整備する。

新しい研究領域の発展やその複雑化に伴い、従来の組織を越えた横断的な研究の必要性が生ずること、及び社会連携・国際交流等の重要性を考慮し、重点的で方向性のある人材配置をする。また、研究体制に柔軟性を持たせ、必要の有無に即応した形で組織の改廃が容易にできる体制を整える。そのため、研究組織に時制限の導入や、横断的、ボトムアップ的に構成する柔構造の研究組織(研究ステーション等)の拡充などを推進する。研究活性化のために、若く有能なポスドク、RA等を積極的に研究に参加させる体制を整備する。また、客員研究員などの受け入れ体制の整備を図り、専門性に優れ、適時性のある人材の確保に努める。

研究資金の配分システムに関する具体的方策

学内の研究資金は、COE 拠点形成組織、研究ステーション、学内公募によるプロジェクト研究などに重点的に配分する。これを円滑に実施するため、研究計画や研究成果などを厳正に評価し、適切に研究資金配分に反映させるための手法の確立を目指す。

自由な発想に基づく学問研究や、資金源に乏しい基礎分野の研究の重要性に鑑み、その研究支援にも予算面で十分な配慮をする。

外部資金からは、原則として一定の拠出金を徴収し、先端的・学際的研究領域の発展、国際協力関係の推進、研究環境の整備等に充当する。

知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

知的財産本部（平成15年8月1日設置）を地域・産学官連携推進機構（仮称）の主要組織として充実・強化を図るとともに、TLOとの連携・協力により、知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する業務を戦略的に推進する。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上に繋げるための具体的方策

定期的に全学の研究活動の自己点検・評価を実施し、自己評価を基に、外部の委員からなる「外部評価委員会」による外部評価を実施する。同時に、評価結果を研究活性化に繋げるためのシステムについて検討する。

学内共同教育研究施設等に関する具体的方策

以下の学内共同教育研究施設等については適切な評価を行い、その維持、充実を図る。

- ・レーザー新世代研究センターは、日本のレーザー・光学技術の中心として先導的な研究を展開しており、今後とも指導的立場を堅持するために学内外の協力体制を強化し、COE拠点の中核機関の一つとして、学内の研究・教育に積極的に寄与する。
- ・総合情報処理センターは、ITを基盤とする本学の重要なインフラストラクチャーとして、また、学内外のネットワーク整備及び研究への対応、学生のコンピュータ教育等に必要不可欠な存在であることから、本学のe-Campus化への対応も含め、その活動を更に拡充する。
- ・共同研究センターは、地域・産学官連携推進機構（仮称）の中核組織として、地域企業との連携を深める方向で強化する。
- ・機器分析センターは、学内で共通に使用できる大型設備を有し、全学的に多くの研究を支援していることから、この維持と機能の充実を図る。
- ・留学生センターは、国際交流推進センター（仮称）の中に統合し、留学生に対する教育の充実を図るとともに、留学生のための教育方法の改善などの教育研究活動を拡充する。
- ・サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリ（SVBL）は、ベンチャーマインド溢れる人材を育成する先端的教育研究拠点として更に強化する。
- ・電気通信学部附属菅平宇宙電波観測所は、宇宙空間及び地球惑星系の電磁波現象の観測的研究並びにそれに関する学生の教育に不可欠であることから、その継続と強化を推進する。

技術職員の組織化と有効活用の方策

高度コミュニケーション科学の発展を支援する技術職員の重要性に鑑み、技術部組織の業務とその運営体制を明確にし、強化する。

学部・研究科等の研究実施体制等に関する特記事項

大学全体の研究体制を学科、専攻等の教育組織と分離するとともに、研究組織に時限制限を導入する方向について検討する。

大学院における研究の中心を研究ステーションなど横断的、ボトムアップ的に構成する研究組織及び戦略的に重点分野とするCOE形成拠点に移行する。

3 その他の目標を達成するための措置

（1）社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

地域社会への貢献を大学の重要な一機能とし、地域・産学官連携推進機構（仮称）の中に地域との連携を専門に担当する部門を設置する。

地域社会に対し、生涯学習の機会を提供するため、一般教養、スポーツから専門分野に至るまでの公開講座や本学の特色(特にIT関係)を生かした講習会、セミナー等を積極的に開催する。特に、地元調布市とは、相互友好協力協定に基づき、文化・教育・学術の分野での協力をより一層推進する。

同窓会や地域社会との連携を強め、既に実施している地域の小学生向けの理科教室やものづくり教室を更に推進する。地域社会や企業等外部との交流拠点、広報活動拠点、理科教育への動機付け支援の場としての創立80周年記念会館の機能を充実させるとともに、広く地域社会に開放する。

産学官連携の推進に関する具体的方策

地域・産学官連携推進機構(仮称)を通し、TLOや本学同窓会と連携協力して活動を展開し、民間企業等との共同研究、受託研究などの一層の推進を図る。

企業との間で連携プログラム等を作成し、研究開発や人材育成などを推進する。

- ・サテライトオフィス施設を活用し、産学官の共同研究を推進する。
- ・(独)通信総合研究所等外部の研究機関とのプロジェクト研究を積極的に推進する。

地域・産学官連携推進機構（仮称）を中心に、研究プログラムの企画広報、企業等との相互人材交流、他大学との連携等を推進するとともに、学内外へ関連情報を積極的に発信する。

図書館サービスの具体的方策

図書館を中心とするコミュニケーションパーク（総合研究棟）を始めとして、学内の高度情報化を推進し、e-Campusのモデルとなる教育・研究並びに学習環境を構築し活用する。具体的には、

- ・一般社会への貸出利用も視野に入れた、図書館公開について検討する。
- ・生涯学習を支援するために、業務委託による休日開館について検討する。
- ・情報検索のための各種講習会を実施する。
- ・多摩地区他大学等との相互利用を推進する。
- ・紙ベースジャーナルからオンラインジャーナルへの全面的切り替えを行う。
- ・情報発信体制を整備し、研究成果、学位論文、「紀要」等の出版物、貴重図書、歴史資料館などの情報がオンラインで活用できるようにする。

諸外国の大学等との教育・研究上の交流に関する具体的方策

国際交流推進センター（仮称）を設置し、

- ・留学生教育並びに本学学生の国際化教育と国際学術交流並びに国際協力企画調整に関する業務を一体化する。
- ・留学生教育の役割を担ってきた留学生センターは国際交流推進センター（仮称）の中に統合し、その機能の拡大を図る。
- ・教職員一体の業務運営により大学の国際化を総合的に推進し、全部局に共通する横断的な課題について企画立案、調整、研究を行う。
- ・国際機関等が実施する国際協力事業への協力の企画とプロジェクトへの参加を推進する。

創立80周年記念学術交流基金を活用し、職員・学生の海外派遣、共同研究先の研究者招聘を通じ、国際交流の一層の促進を図る。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

個性ある大学として発展するための経営戦略を確立し、一方、開かれた大学を志向し、学外の有識者、専門家の意見や助言を有効に生かせる運営体制を構築する。

学長のリーダーシップの下で、効率的かつ責任ある大学運営を執行できるよう、経営、企画、研究、国際、教育、学生等の業務を担当する理事（副学長）等を置く。

学長及び役員会の機能を補佐するため、学長補佐室（平成13年度から設置）の機能を強化する。

役員会、経営協議会、教育研究評議会、各部局の教授会、学科長会議、専攻主任会議等の役割と責任を明確にし、相互に意思疎通と連携が図れる体制を整備する。部局、学科、専攻、事務局各課等は、相互に連携・協力し、合理的・効果的な業務の遂行を図る。

運営組織をスリム化・簡素化し、業務運営を機動的、効率的にする観点から、教授会、各種委員会等のあり方について見直しを行う。

全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

全学的な経営戦略は、経営協議会の審議に基づき、役員会の責任で策定し、学内外に報知する。

教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

それぞれの業務を担当する理事（副学長）等の指揮の下に、教員、事務職員等が一体となって業務を遂行するための体制を整備する。

学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

経営協議会の学外委員については、広い範囲から見識の高い人材を登用するためのシステムについて検討する。

国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

業務効率化と経費節減の観点から、職員統一採用試験への参加、物品購入や業務のアウトソーシングにおける共同契約の可能性の検討など、他大学との連携・協力を積極的に推進する。

内部監査機能の充実に関する具体的方策

業務運営の改善と健全性の確保に資するため、内部監査体制の整備充実について検討する。

全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

経営戦略に基づく学内資源配分（教職員の配置、学内予算編成、間接経費及び学長裁量経費の使途、施設スペースの配分等）の基本方針を、教育研究評議会の意見を参考に経営協議会で審議し、役員会で決定する。

長期的視野に立ち、教育研究を戦略的に推進するため、一定の割合の教員ポストを学長

裁量のポストとし、全学的・戦略的見地から配分できる仕組みについて検討する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

経営戦略、学問状況、社会の要請等に応じ、担当の理事（副学長）の下で継続的に教育・研究組織の編成・見直しについて検討する。新たに組織再編等を設計する場合には、担当理事（副学長）を責任者とし、適切な企画立案組織を設ける。

組織再編等に際しては、外部評価の結果なども反映させるとともに、経営協議会、教育研究評議会等との密接な連携を図り、更に学内の十分なコンセンサスを得るため、検討過程の情報公開や意見聴取ができる仕組みを整備する。

教育研究組織の見直しの方向性

電気通信学部・電気通信学研究科と情報システム学研究科の教育研究面での協力関係を強化し、「高度コミュニケーション科学」の発展に寄与するため、双方の再編の可能性も視野に入れた教育研究体制の見直しについて検討する。当面、

- ・電気通信学部、同研究科は改組の完成年度（平成19年度）までは、7学科、7専攻体制を維持し教育研究の充実を図る。
- ・領域横断的で時限性のある研究分野へ柔軟に対応するため、電気通信学研究科において、既設7専攻の枠を超えた柔軟な教員組織を持った独立専攻の新設について検討する。
- ・学部夜間主コースの見直しを行い、大学院レベルでの社会人を含めた教育の充実を図る。
- ・情報システム学研究科の協力講座について、基幹講座化も含め、組織の見直しを行う。教育研究体制を柔軟にし、COE拠点形成のために人材が機動的に離合集散できる体制を整える。

教育研究を促進、支援する組織として、教員、事務職員等一体のセンター、機構等の整備を図る。

- ・教育に関わる支援組織として、学生部の再編改組を含む入試センター（仮称）や学生支援センター（仮称）の設置について検討する。
- ・共通教育のカリキュラムの企画、立案、実施、管理や、教育方法、FD等を総合的に扱うための大学教育センター（仮称）の設置について検討する。
- ・国際交流の推進のため、留学生課、留学生センターなどを融合した国際交流推進センター（仮称）を設置する。
- ・共同研究センター、サテライト・ベンチャービジネス・ラボラトリー、機器分析センター、知的財産本部、広報室、TLO、同窓会組織などが有機的に連携する地域・産学官連携推進機構（仮称）を設置する。

レーザー新世代研究センター（平成11年4月設置）について、設置後10年を目途に見直しを行い、新たな展開を検討し、改組・再編する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

人事の客観性・透明性・流動性を確保するための具体的な方策

教員の採用に公募制を積極的に導入するとともに、任期制の導入について検討する。

大学の個性化を図るための中長期的な人事管理方針の策定と弾力的な人事システム構築の

ための方策

人材の適正配置、ポストの重点配分、優秀な人材確保の方策の検討などを中長期的な観点から行うための全学的機構を整備する。

適切な評価体制の整備に関する具体的方策

教育・研究や、業務活動の内容等に応じた、多面性のある評価手法を用いた客観性と公平性のある評価システムを整備する。能力評価、業績評価が適切に昇任・昇格、給与等に反映される人事システムの構築を目指す。

外国人、女性等の任用の促進に関する具体的方策

人種、国籍、性別等による差別のない採用を促進するとともに、特定の大学やグループに依存しない開放的で人物本位の採用を図る。

事務職員等の専門性等の向上を図るための措置

事務職員等の採用に関し、専門性の高い特殊なポストについては、有為な人材を試験制度外で採用し得る制度を設ける。

事務職員等の職務遂行能力向上のため、学生支援、国際交流、労務管理、財務会計等の個々の業務ごとに専門的な研修を実施する。また、他大学等との人事交流を積極的に実施する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

事務組織の高機能化に関する具体的方策

法人化後の大学運営に対応し得る事務組織の整備を計画的に進める。その際、それぞれの業務を担当する理事（副学長）等の指揮の下に、教員、事務職員等が一体となって機能的かつ迅速に業務を遂行するための体制を整備する。

法人本部の機能を強化するため、企画部門（企画、評価、調査、広報、情報化など）の事務組織を充実・強化する。

事務処理の効率化、合理化に関する具体的方策

物品請求管理システムの導入など、Webを活用した事務局の電子化を一層推進する。

効率的な事務処理のためのマニュアルの整備、研修制度の充実を図る。

多摩地区5大学を中心とした共同業務処理の可能性について検討を進める。

管理部門における単純事務作業等、より効率的な業務遂行が可能となる分野については、積極的にアウトソーシングについて検討する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 総人件費改革に関する目標を達成するための措置

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

2 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

外部研究資金の増加に関する具体的方策

平成18年度までに科学研究費補助金等の申請率を対15年度比で15%増の95%とするなど、競争的研究資金の獲得を推進する。また、大学OB、地元企業・自治体等との

連携を積極的に推進し、地域社会のニーズに直結した共同研究、受託研究を受け入れる。
間接経費や外部研究資金の拠出金による財源については、先端的・学際的研究領域の発展や教育研究環境の整備に重点配分するなど、外部研究資金増加の誘因策を講ずる。

自己収入の増加と安定的確保に関する具体的方策

地の利を生かし、地方大学、企業、自治体等への施設設備の貸付制度について検討するなど安定的な収入確保に努める。
公開講座、講習会、セミナー等を充実させ、地域企業、高校生、住民への知的サービスを提供する。
優秀な人材の育成、輩出により、企業や団体から教育・研究環境の質的向上に資するための経済的支援や設備、実験機器の贈与、提供が受けられるように努める。

3 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

管理的経費の抑制に関する具体的方策

光熱水料の削減に努め、電気料の受益者負担制度の見直しや夏季の1週間程度の全面休業期間の試行的な導入について検討する。
学内のパート職員の一元的雇用管理による効率的な配置や人材派遣会社の活用などの人件費抑制方策について検討する。
会議参照システムの活用など、ペーパーレス化の取り組みを一層推進する。

4 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

資産の安定的な運用及び学内施設の有効活用に関する具体的方策

外部資金等を安全確実な利回りで運用管理するための担当部署を事務局に設置する。
施設設備の有効活用を図るため、学内ベンチャー、地方大学のサテライトキャンパス、東京事務所、入試会場等の用途として都心部よりも有利な条件で提供するなど、外部利用の需要の拡大を図るための方策について検討する。
知的財産本部の充実・強化により、特許権の有効な運用管理に努める。
宿舍の建替えによる有効活用を図るため、PFI等の新たな手法の導入について検討する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

自己点検・評価の改善に関する具体的方策

自己点検・評価及び外部評価の充実を図るため、担当理事（副学長）等の指揮の下、自己点検・評価の企画、実施及び外部評価に対する全学的なマネジメントを行う機構を整備する。
評価の客観性を確保し、社会への説明責任を果たすため、外部有識者の視点を自己評価に取り入れるための仕組みについて検討する。

評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

評価結果の効果的な活用を促進するため、各部局長等が担当理事（副学長）等と連携して、当該部局等に関連する改善点の整理、調整を行い、関係者に改善勧告を行うための仕組みについて検討する。

評価が高い活動は積極的に広報し、表彰制度などを通してインセンティブを与える。評価結果を学内の資源配分や個人の業績評価に反映させ、教育・研究活動にインセンティブを与える仕組みについて検討する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

情報公開を推進する体制の整備に関する具体的方策

広報室（仮称）に広報担当学長補佐を置き、大学情報の積極的な公開・提供を行うとともに、ホームページの整備等、大学の広報手段の質的向上を図る。

地域社会への歴史資料情報の公開、サービスの充実

地域社会の人々に対して科学技術史を学習する場を提供するため、技術的文化遺産を展示した歴史資料館を整備・充実させる。

学内外への図書館情報の発信

貴重書（例：寄贈江戸期和漢書コレクション）や歴史資料館資料の電子化を進め、ホームページからの利用を可能にする。

修士論文・博士論文をオンラインで公開する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

施設の有効活用を図るための具体的方策

施設整備に当たっては施設の有効活用を図るため、利用状況、狭隘状況、老朽化等の施設の点検・評価を定期的に行い、スペース配分の見直し、稼働率の向上を目指す。

施設の有効活用、点検・評価に当たっては、施設データベースを活用する。

学部・学科等の組織の枠を越えた研究グループが利用できるオープンラボを整備する。

大学の施設・設備に関する計画に基づいて、必要な施設整備を行うための具体的方策

施設の点検・評価に基づき新営施設の整備を企画する場合には、PFI等の新たな手法や外部資金の導入等、多様な財源確保について検討する。

施設の適切な維持保全を実施し、安全の確保に万全を期するための具体的方策

建物構造、機能、設備等の定期的な点検を行う。

劣化した施設設備の安全対策等に係わる計画の策定実施を図る。

施設整備に当たっては環境に配慮し、省エネルギー、省資源、リサイクルに努める。

バリアフリー（障壁除去）環境の保全に配慮するための具体的方策

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる「特定建築物の建築の促進に関する法律（通称ハートビル法）」の基準に基づく施設整備及び、ユニバーサルデザインの導入により、高齢者、身体障害者だけでなくすべての人が円滑に安全に利用できるよう、バリアフリー化を進める。

e-Campus モデルの実現のための具体的方策

高度情報通信技術を応用し、研究、教育及び学生支援のためのキャンパス内でのネットワーク機能を充実させる。

生活環境の整備や災害時の避難場所としての施設機能を確保するための具体的方策
都市化が進む周辺地域の環境に配慮し、キャンパスの豊かな屋外環境の保全と緑化に努めるとともに、地域との連携のもとに災害時に対応できる施設整備を計画する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

安全管理体制と組織

労働安全衛生法その他の各種安全管理・環境保全関連法令の規定に基づき業務に対応するため、安全・衛生委員会（仮称）の下に各種専門委員会を設けて現在の安全委員会を整備強化するとともに、安全・環境業務推進室（仮称）を設置する。

「安全・衛生委員会（仮称）」の下に学部・研究科、各センターなどのユニットごとに安全衛生会議を開催する。

各種安全管理・環境保全関係法令に基づき規制化学物質や産業破棄物を一元管理する安全・環境科学センター（仮称）の設置について検討する。

安全管理に関する具体的活動

労安法等に基づく安全衛生関係規定を制定・整備する。教職員及び学生に労安法の講習会や安全講習会を開催し、また、防災教育・訓練を定期的実施する。安全衛生管理体制の確立と巡視・点検・報告等の法定業務を定期的遂行する。また、各種安全・環境関係の法令遵守に必要な施設・設備の整備を進める。

各種安全・環境関係の法令遵守に必要な各種資格取得を奨励し、所要の手当てをする。薬品やボンベ類のデータベース管理システムを開発する。

予算(人件費の見積もり含む。) 収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

15億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることが想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は
教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
小規模改修	総額 174	施設整備費補助金(174)

(注1)金額については見込であり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2)小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

1. 教育研究職員

- ・公募制の確立

教育研究職員の人事は、原則として公募制とする。学内からの昇任希望であっても公募に応募し、その審査の結果によるものとし、人事の客観性・透明性を確保することにより社会に対する説明責任を果たせるものとする。

- ・任期制の拡大

特定の研究プロジェクトなど流動性が効果的な職については、任期制の導入を検討し、教育・研究の活性化を図る。

- ・非常勤講師のあり方

非常勤講師のあり方について、責任ある教育体制の確立と人件費管理の効率化を考慮して検討する。

- ・評価システム

個々の研究・教育実績の評価を行い、これを総合的に反映する能力・業績給制度を導入することが考えられるが、そのための評価の主体、教育・研究と学務・運営、社会貢献等の評価方法・基準等について検討する。

2. 事務系職員

- ・定年年齢・再任用制度

公務員制度改革、年金の支給年齢等の動向を見据えて引き続き検討する。また、定年に達した職員の中から、業務の精通した人材の活用と人事の活性化並びに士気の高揚と意識の改革を踏まえ役職定年の考え方になった再任用制度の運用を検討する。

- ・評価システム

業績・能力の評価を総合的に反映させるため、客観性、公平性、透明性を持った評価システムの構築について検討する。

- ・業務の効率化

人員や経費の削減、健康安全管理の観点も含めた超過勤務の縮減、新たに必要な業務への対応等から業務の見直し、アウトソーシングの活用等を行い業務の効率化を図る。

3. 共通事項

算定ルールに基づいて、人員削減方針の策定について検討する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込 3 4 , 2 4 1 百万円。(退職手当は除く。)

3. 中期目標期間を超える債務負担

中期計画期間を超える債務負担の計画はない。

(別紙) 予算 (人件費の見積もりを含む。) 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	33,477
施設整備費補助金	174
施設整備資金貸付金償還時補助金	2,072
自己収入	16,955
授業料及入学金及検定料収入	16,642
雑収入	313
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	2,659
計	55,337
支出	
業務費	50,432
教育研究経費	36,876
一般管理費	13,556
施設整備費	174
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	2,659
長期借入金償還金	2,072
計	55,337

[人件費の見積もり]

中期目標期間中総額34,241百万円を支出する。(退職手当は除く)

注)人件費の見積もりについては、17年度以降は16年度の人件費の見積り額を踏まえ試算している。

注)退職手当については国立大学法人電気通信大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注)組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

〔学部教育等標準運営費交付金対象事業費〕

「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人件費相当額及び管理運営経費の総額。L（y - 1）は直前の事業年度におけるL（y）。

「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D（y - 1）は直前の事業年度におけるD（y）。（D（x）は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。）

「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。F（y - 1）は直前の事業年度におけるF（y）。

〔学部教育等標準運営費交付金対象収入〕

「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。（平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外）

「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。（平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外）

〔特定運営費交付金対象事業費〕

「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D（y - 1）は直前の事業年度におけるD（y）。

「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。E（y - 1）は直前の事業年度におけるE（y）。

「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。

「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔特定運営費交付金対象収入〕

「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + C(y)$$

1．毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{D(y - 1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数}) - D(x)\} \times (\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y - 1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y - 1) \times (\text{係数}) \pm (\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D（y）：学部・大学院教育研究経費（、）を対象。

E（y）：附属施設等経費（）を対象。

F（y）：教育等施設基盤経費（）を対象。

G（y）：特別教育研究経費（）を対象。

H（y）：入学料収入（）、授業料収入（）、その他収入（）を対象。

2．毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

(1) $L(y) = L(y - 1) \times$ (係数)

(2) $M(y) = M(y)$

L(y): 一般管理費()を対象。

M(y): 特殊要因経費()を対象。

【 諸 係 数 】

(アルファ) : 効率化係数。 1%とする。

(ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

(ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

(イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入については、17年度以降、16年度と同額として試算した収入予定額を計上し、産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、過去の受入実績、伸び率及び受入れ拡大を目標として試算した収入予定額を計上している。

注) 業務費については、17年度以降の効率化係数を勘案して試算した支出予定額を計上し、施設整備費については、「施設・設備に関する計画」により試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	52,381
業務費	46,783
教育研究経費	7,371
受託研究費等	2,025
役員人件費	652
教員人件費	27,600
職員人件費	9,135
一般管理費	3,718
減価償却費	1,880
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	52,381
運営費交付金	31,662
授業料収益	13,034
入学金収益	2,247
検定料収益	613
受託研究等収益	2,025
寄附金収益	607
財務収益	0
雑益	313
資産見返運営費交付金等戻入	1,366
資産見返寄附金戻入	18
資産見返物品受贈額戻入	496
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	55,804
業務活動による支出	50,501
投資活動による支出	2,764
財務活動による支出	2,072
次期中期目標期間への繰越金	467
資金収入	55,804
業務活動による収入	53,091
運営費交付金による収入	33,477
授業料及入学金検定料による収入	16,642
受託研究等収入	2,025
寄附金収入	634
その他の収入	313
投資活動による収入	2,246
施設費による収入	2,246
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	467

注)前期中期目標期間よりの繰越金は、奨学寄附金に係る国からの承継見込み額467百万円。

学部等の記載

別表（収容定員）

平成 16 年度	電気通信学部	3,560人	
	電気通信学研究科	460人	
		〔うち修士課程 博士課程〕	376人 84人
	情報システム学研究科	350人	
		〔うち修士課程 博士課程〕	236人 114人
平成 17 年度	電気通信学部	3,560人	
	電気通信学研究科	461人	
		〔うち修士課程 博士課程〕	376人 85人
	情報システム学研究科	350人	
		〔うち修士課程 博士課程〕	236人 114人
平成 18 年度	電気通信学部	3,560人	
	電気通信学研究科	462人	
		〔うち修士課程 博士課程〕	376人 86人
	情報システム学研究科	350人	
		〔うち修士課程 博士課程〕	236人 114人
平成 19 年度	電気通信学部	3,560人	
	電気通信学研究科	463人	
		〔うち修士課程 博士課程〕	376人 87人
	情報システム学研究科	350人	
		〔うち修士課程 博士課程〕	236人 114人

平成 20 年度	電気通信学部	3,560人	
	電気通信学研究科	463人	〔うち修士課程 376人 博士課程 87人〕
	情報システム学研究科	350人	
平成 21 年度	電気通信学部	3,560人	
	電気通信学研究科	463人	〔うち修士課程 376人 博士課程 87人〕
	情報システム学研究科	350人	
		〔うち修士課程 236人 博士課程 114人〕	